

第5章 教育・保育の提供

1. 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

本市では教育・保育提供区域について、次のように設定します。

第1期の子ども・子育て支援事業計画では市内全域を1区域に設定しましたが、市内における保育の提供区域とニーズの不一致もあり、第2期計画より4つの中学校単位で提供区域を再編しました。

これにより子育て世帯の流入のある園部、八木地域と子育て世帯が減少し続ける日吉、美山地域に特色が分かれ、希望する小学校、中学校区域内の保育所等に入所できない状況を一定解消できましたが、新たな課題として公立保育所等では人材の確保に苦慮し、利用定員に満たない受入れ状況となる施設が生じています。民間保育施設の開設を支援し、公立保育所、幼稚園の認定こども園への再編、移行を目指し、中学校区域内で子育て家庭の実態に応じたきめ細やかな教育・保育の提供を推進します。

なお、地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、前計画と同様の考え方から、市の広域性を考慮し市内全域を1区域と設定しています。

2. 教育・保育の量の見込みと確保の内容

教育・保育提供区域ごとの計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」と「確保の内容（提供体制）」は以下のとおりです。

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みの考え方

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、教育・保育提供区域ごとに将来の子ども人口を推計し、区域ごとの教育・保育の認定の令和2年度から令和6年度までの5年間の実績に基づく認定率（年齢人口に対する、認定者数割合）を乗じて量の見込みを算出しています。

1号認定の認定率は、幼稚園利用が急激に減っている状況を鑑み、直近の令和5年度から6年度までの2年間の基準値としました。ニーズ調査における保護者の就労意向に基づく潜在的保育ニーズの増減の見込みを幼稚園ニーズの変化と捉え、増加率・減少率として加味し、設定しています。

2・3号認定の認定率は、令和2年度から6年度までの5年間の実績に基づく認定率を基準値とし、ニーズ調査における保護者の就労意向に基づく潜在的保育ニーズの増減の見込み等から、増加率・減少率を加味し、設定しています。

①園部地域

【提供体制・確保方策の考え方】

幼稚園では、今後の量の見込みが利用定員数を大きく下回っており、十分に提供できる体制を確保できていますが、学びにつながる集団での活動が実施できているかという視点からは懸念があります。

保育所は、今後の量の見込みが利用定員数を下回っており、提供体制は確保できていますが、公立施設は狭小、老朽化の課題に対し増築を重ね、施設に合わせた工夫をしながらの運営です。こどもが過ごす環境としては園庭が狭い施設では適切な遊び場所が確保できなかったり、隣接している公園での活動に安全面で不安があります。

子育て世帯の流入により、年度途中での育児休業明けの利用希望があり、低年齢児の人数は減少していくものの、利用ニーズは継続する傾向から、公立施設については認定こども園へ再編し、私立保育施設の開園支援に取り組みます。

また、市内全体の教育・保育サービスの質の向上を図るため、公私の連携を深め、どの施設も同様に保育環境の改善と、こどもの育ちときめ細やかな保護者支援を実施します。

■1号認定(幼稚園及び認定こども園(2号認定の幼稚園の利用希望を含む))

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込み	1号認定	35	34	33	32	31
	2号認定 (幼稚園等希望)	10	10	10	9	9
	計 ①	45	44	43	41	40
確保の 内容	特定教育・ 保育施設	48	48	48	48	48
	確認を受けない 幼稚園	0	0	0	0	0
	計 ②	48	48	48	48	48
差異(②-①)		3	4	5	7	8

■2号認定(保育所及び認定こども園)

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		185	179	175	169	164
確保の内容 ②		217	217	215	215	215
差異(②-①)		32	38	40	46	51

■3号認定(0歳児)

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		8	8	8	7	7
確保の 内容	特定教育・保育施 設(保育所等)	27	27	27	27	27
	地域型保育	0	0	0	0	0
	計 ②	27	27	27	27	27
差異(②-①)		19	19	19	20	20

■3号認定(1歳児)

(単位:人)

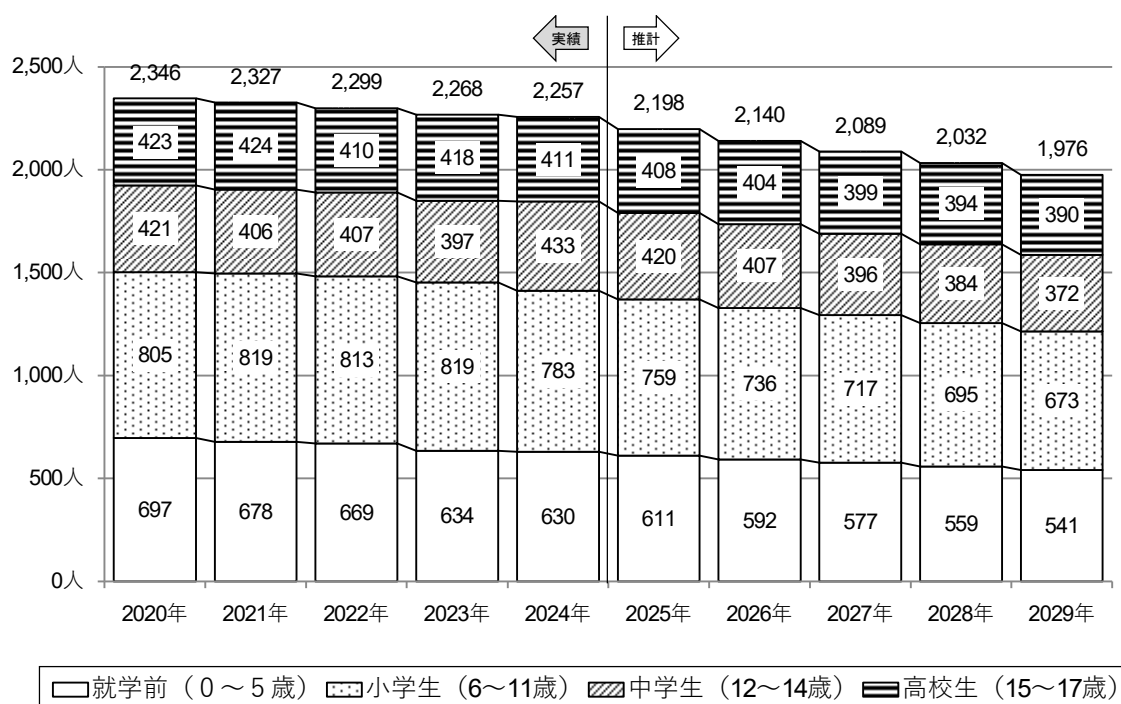
		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		44	43	41	40	39
確保の内容	特定教育・保育施設(保育所等)	60	60	61	61	61
	地域型保育	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	計 ②	60	60	61	61	61
差異(②-①)		16	17	20	21	22

■3号認定(2歳児)

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		53	51	50	48	47
確保の内容	特定教育・保育施設(保育所等)	68	68	63	63	63
	地域型保育	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	計 ②	68	68	63	63	63
差異(②-①)		15	17	13	15	16

【将来のこども人口】



②八木地域

【提供体制・確保方策の考え方】

幼稚園、保育所ともに、今後の量の見込みが利用定員数を下回っており、提供できる体制が確保されていますが、施設の老朽化が著しく、毎年改修工事を繰り返す状況が続く、災害などの非常時に安全な保育の提供ができない懸念があります。

子育て世帯の流入や、年度途中での育児休業明けの利用があり、低年齢児の人数は減少していくものの、利用ニーズは継続する傾向が続いています。また、園部地域から通勤経路にあたる方の希望もあり、保育提供区域を超えての利用申込があります。

民間園の参入も検討しながら、公立施設の認定こども園への移行、機能縮小も含めて提供体制を確保します。

■1号認定(幼稚園及び認定こども園(2号認定の幼稚園の利用希望を含む))

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込み	1号認定	14	14	13	13	12
	2号認定 (幼稚園等希望)	2	2	2	2	2
	計 ①	16	16	15	15	14
確保の 内容	特定教育・ 保育施設	21	21	21	25	25
	確認を受けない 幼稚園	0	0	0	0	0
	計 ②	21	21	21	25	25
差異(②-①)		5	5	6	10	11

■2号認定(保育所及び認定こども園)

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		86	83	81	78	76
確保の内容 ②		99	99	99	80	80
差異(②-①)		13	16	18	2	4

■3号認定(0歳児)

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		2	2	2	2	2
確保の 内容	特定教育・保育施 設(保育所等)	9	9	9	9	9
	地域型保育	0	0	0	0	0
	計 ②	9	9	9	9	9
差異(②-①)		7	7	7	7	7

■3号認定(1歳児)

(単位:人)

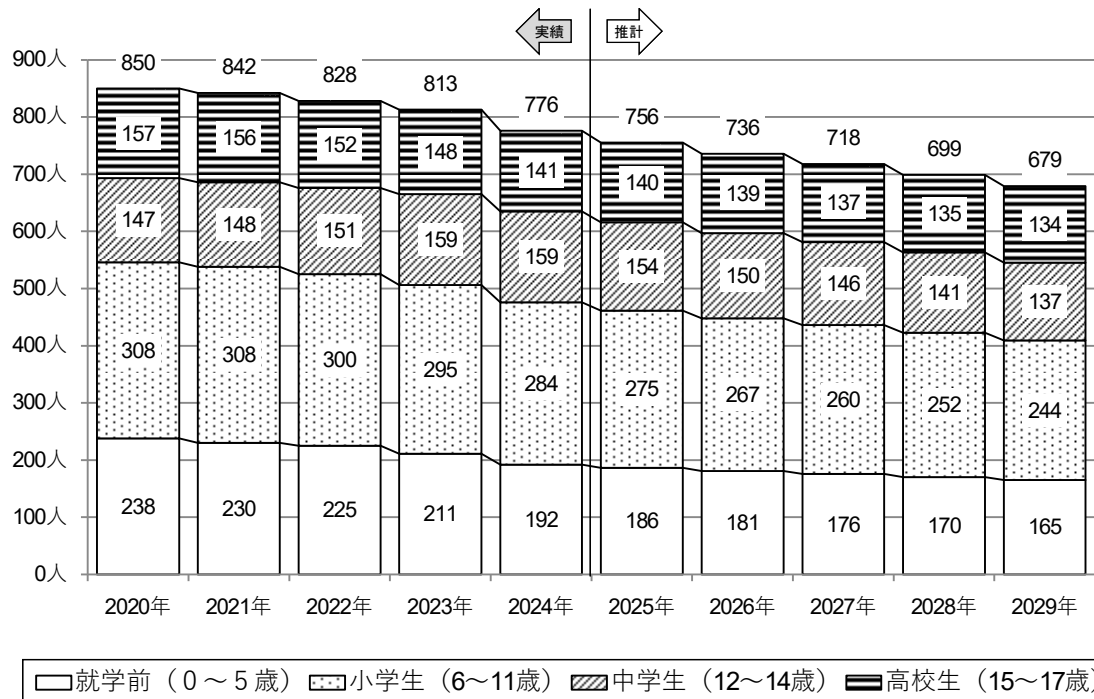
		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		16	16	15	15	15
確保の内容	特定教育・保育施設(保育所等)	27	27	27	30	30
	地域型保育	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	計 ②	27	27	27	30	30
差異(②-①)		11	11	12	15	15

■3号認定(2歳児)

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		23	22	21	21	20
確保の内容	特定教育・保育施設(保育所等)	35	35	35	30	30
	地域型保育	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	計 ②	35	35	35	30	30
差異(②-①)		12	13	14	9	10

【将来のこども人口】



③日吉地域

【提供体制・確保方策の考え方】

令和4年度にひよしこども園として保育所から認可内容を変更し、日吉地域の幼稚園利用を希望される方への体制が整いました。日吉地域のこどもの人数が減少していることもあり、2施設それぞれの利用者数自体が減っています。異年齢保育も含め教育・保育の提供を行いますが、集団の学びを得られる環境には課題があります。

今後は、日吉地域の子育て世帯に応じた教育・保育の提供となるよう、機能の集約や再編について検討が必要になると考えます。

■1号認定(幼稚園及び認定こども園(2号認定の幼稚園の利用希望を含む))

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込み	1号認定	1	1	1	1	1
	2号認定 (幼稚園等希望)	0	0	0	0	0
	計 ①	1	1	1	1	1
確保の 内容	特定教育・ 保育施設	5	5	5	5	5
	確認を受けない 幼稚園	0	0	0	0	0
	計 ②	5	5	5	5	5
差異(②-①)		4	4	4	4	4

■2号認定(保育所及び認定こども園)

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		51	50	48	47	45
確保の内容 ②		90	90	50	50	50
差異(②-①)		39	40	2	3	5

■3号認定(0歳児)

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		1	1	1	1	1
確保の 内容	特定教育・保育施 設(保育所等)	9	9	6	6	6
	地域型保育	0	0	0	0	0
	計 ②	9	9	6	6	6
差異(②-①)		8	8	5	5	5

■3号認定(1歳児)

(単位:人)

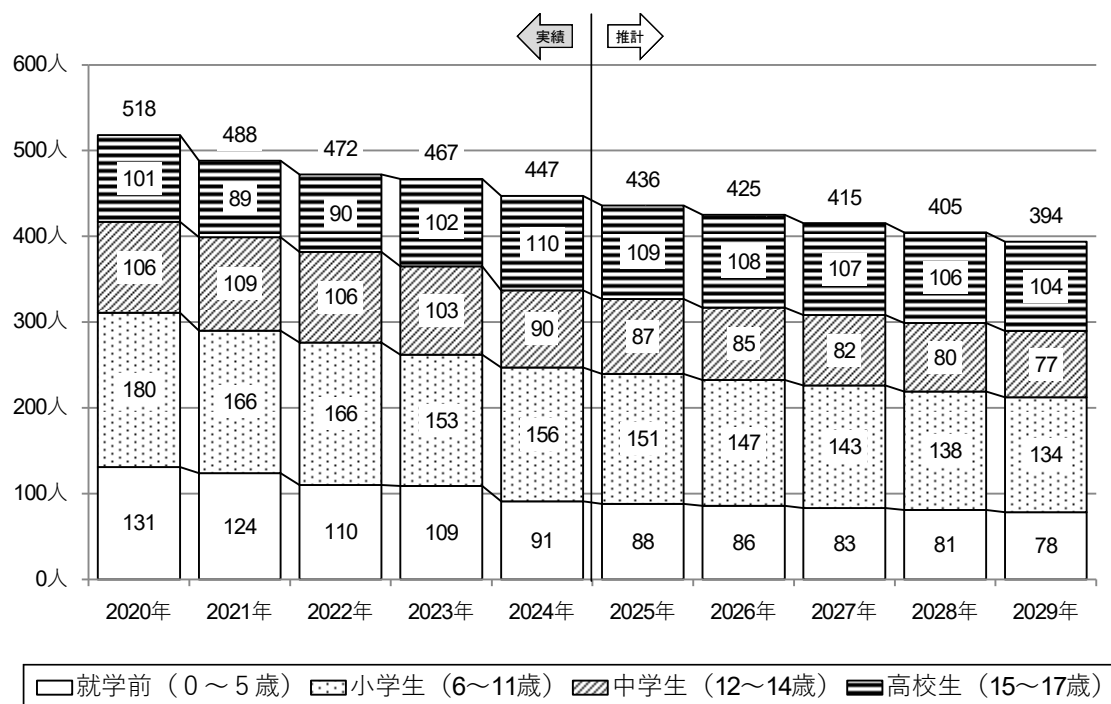
		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		11	11	10	10	10
確保の内容	特定教育・保育施設(保育所等)	11	11	12	12	12
	地域型保育	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	計 ②	11	11	12	12	12
差異(②-①)		0	0	2	2	2

■3号認定(2歳児)

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		10	9	9	9	9
確保の内容	特定教育・保育施設(保育所等)	20	20	16	16	16
	地域型保育	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	計 ②	20	20	16	16	16
差異(②-①)		10	11	7	7	7

【将来のこども人口】



④美山地域

【提供体制・確保方策の考え方】

令和4年度にみやまこども園として保育所から認可内容を変更し、美山地域の幼稚園利用を希望される方への体制が整いました。美山地域のこどもの人数が減少していることもあり、利用者数自体が減っています。異年齢保育も含め教育・保育の提供を行いますが、集団の学びを得られる環境には課題があります。

今後は、広域な範囲にわたる美山地域の子育て世帯のニーズを把握しながら、実状に応じた教育・保育の提供となるよう、機能の集約を含め検討が必要になると考えます。

■1号認定(幼稚園及び認定こども園(2号認定の幼稚園の利用希望を含む))

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込み	1号認定	0	0	0	0	0
	2号認定 (幼稚園等希望)	0	0	0	0	0
	計 ①	0	0	0	0	0
確保の 内容	特定教育・ 保育施設	5	5	5	5	5
	確認を受けない 幼稚園	0	0	0	0	0
	計 ②	5	5	5	5	5
差異(②-①)		5	5	5	5	5

■2号認定(保育所及び認定こども園)

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		43	41	40	39	38
確保の内容 ②		58	58	58	39	39
差異(②-①)		15	17	18	0	1

■3号認定(0歳児)

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		0	0	0	0	0
確保の 内容	特定教育・保育施 設(保育所等)	6	6	6	3	3
	地域型保育	0	0	0	0	0
	計 ②	6	6	6	3	3
差異(②-①)		6	6	6	3	3

■3号認定(1歳児)

(単位:人)

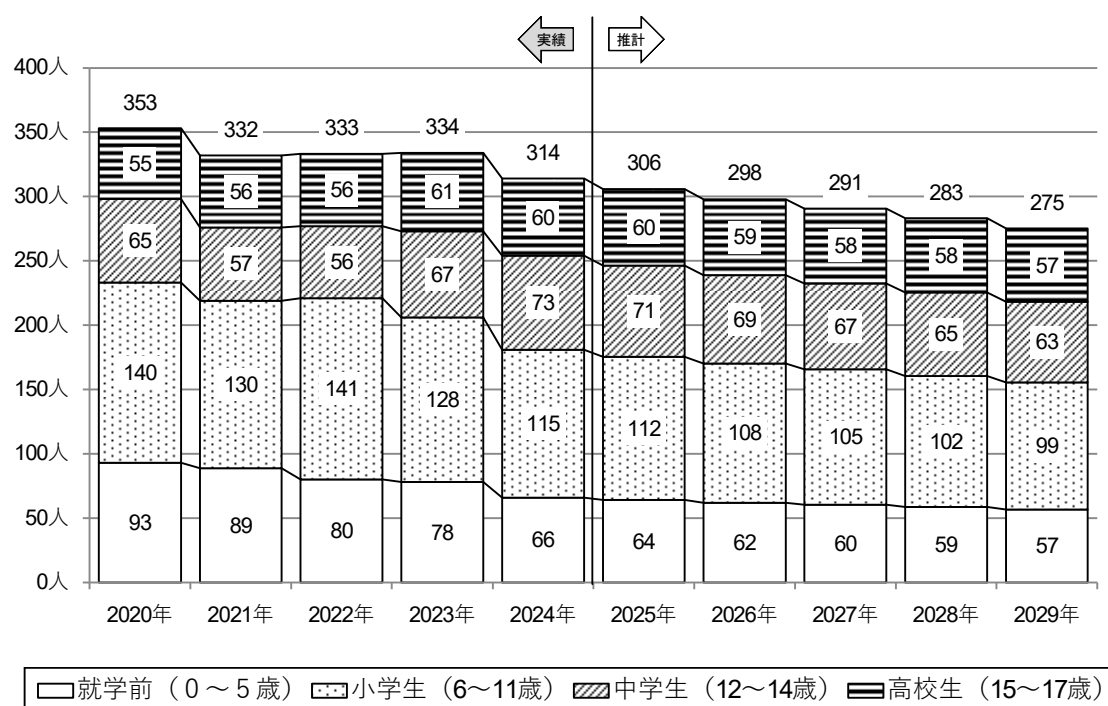
		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		7	7	7	7	6
確保の内容	特定教育・保育施設(保育所等)	12	12	12	10	10
	地域型保育	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	計 ②	12	12	12	10	10
差異(②-①)		5	5	5	3	4

■3号認定(2歳児)

(単位:人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み ①		4	4	4	4	3
確保の内容	特定教育・保育施設(保育所等)	24	24	24	10	10
	地域型保育	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
	計 ②	24	24	24	10	10
差異(②-①)		20	20	20	6	7

【将来のこども人口】



3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及び「確保の内容（提供体制）」は以下のとおりです。

(1)利用者支援事業

【事業概要】

こども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、市民に身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し利用者を支援する事業です。

類 型	
〔基本型〕	「利用者支援」とともに「地域連携」を実施。主として行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用して実施
〔こども家庭センター型〕	こども家庭課に開設され、医療機関や子育てに関わるその他の関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を実施
〔地域子育て相談機関〕	地域住民にとって身近な場所に相談機関を設置し、子育てに関する相談に応じるほか、必要な情報提供や助言を実施
〔特定型〕	主に「利用者支援」を実施。主として行政機関の窓口を活用して実施

【量の見込みの考え方】

現在事業を実施している3か所（ぽこぽこくらぶ園部、ぽこぽこくらぶ八木、こども家庭課）で、今後5年間実施することを想定し、設定しています。

【提供体制、確保策の考え方】

「基本型」は地域子育て拠点事業を実施している「ぽこぽこくらぶ園部」と「ぽこぽこくらぶ八木」において、子育て中の親子を対象として相談対応等を行っています。

「こども家庭センター型」は保健師等の専門職が妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進における包括的な支援を行っています。

また、全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない相談支援を行います。

「地域子育て相談機関」は、全ての妊婦及びこどもとその家庭等を対象とし、気軽に相談できる機関として、令和8年度から設置できるよう検討します。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①	箇所	3	5	5	5	5
	基本型	箇所	2	2	2	2
	こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	箇所	0	2	2	2
	特定型	箇所	0	0	0	0
確保方策②	箇所	3	5	5	5	5
	基本型	箇所	2	2	2	2
	こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	箇所	0	2	2	2
	特定型	箇所	0	0	0	0
差異(②-①)	箇所	0	0	0	0	0

(2)延長保育事業

【事業概要】

保育の必要性の認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度の実績に基づく利用率を基準値とし、将来の2・3号認定数を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制、確保策の考え方】

今後も継続して、市内の保育施設で実施する体制とします。私立の保育施設では早朝、延長保育時間の設定を公立施設より長く開設しています。保護者の働き方や利用状況を踏まえ対応します。

※人は年度の実人数

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①	人	97	94	91	89	86
確保方策②	人	97	94	91	89	86
	箇所	8	8	9	9	9
差異(②-①)	人	0	0	0	0	0

(3)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

【事業概要】

保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童に対し、放課後及び長期休暇等に、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、その児童の健全な育成を図る事業です。

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和6年度の実績に基づく登録率を基準値とし、将来の小学生の児童数を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制、確保策の考え方】

小学生から小学6年生まで全学年を対象に受け入れを実施しているところであり、申込みに対する受け入れ体制の確保に務めます。

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①		人	454	441	428	415	403
	低学年	人	312	303	294	285	276
	1年生	人	110	106	103	100	97
	2年生	人	109	106	103	100	96
	3年生	人	93	91	88	85	83
	高学年	人	142	138	134	130	127
	4年生	人	76	74	72	70	68
	5年生	人	46	44	43	42	41
	6年生	人	20	20	19	18	18
確保策 ②	登録児童数	人	454	441	428	415	403
	実施箇所数	箇所	7	7	7	7	7
差異(②-①)		人	0	0	0	0	0

(4)子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

第2期子ども・子育て支援事業計画期間中においては、感染症の流行により、施設の受入れが難しい状況にあったため、利用実績は令和2年度から令和4年度まではありませんでした。しかし、令和5年度以降については、受け入れも可能となり利用実績もあることから、第2期子ども・子育て支援事業計画の量の見込みを踏襲し、今後5年間、前計画と同様、28人／年の利用を想定し設定しています。

【提供体制、確保策の考え方】

現在2か所の児童養護施設に委託し事業を実施しています。今後もニーズに応じて受入れができるよう、受け入れ施設と調整し確保に努めます。

※人／年は延べ利用人数

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①	人／年	28	28	28	28	28
確保方策②	人／年	28	28	28	28	28
差異(②-①)	人／年	0	0	0	0	0

(5)地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行なうことができる場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度の実績に基づく利用率を基準値とし、将来の0～5歳の人口を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制、確保策の考え方】

今後も2か所での実施体制としますが、各地区への出張で市内全域をカバーします。

また、中学校の施設を活用し、子育て家庭が過ごす居場所を設置することで、中学生と子育て家庭の両者が生活の中で自然に交わり、お互いに知る機会を設けます。利用が広がるように、PR 活動を行い、参加を促進するとともに、相談支援や活動内容など質の向上を図り、子どもと子育て家庭に寄り添い支援する活動を促進します。

※回/年は延べ利用人数

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①		回/年	9,606	9,316	9,068	8,790	8,510
	直営	回/年	4,769	4,625	4,502	4,364	4,225
	委託	回/年	4,837	4,691	4,566	4,426	4,285
確保方策②		回/年	9,606	9,316	9,068	8,790	8,510
	直営	回/年	4,769	4,625	4,502	4,364	4,225
	委託	回/年	4,837	4,691	4,566	4,426	4,285
	箇所数	箇所	2	2	2	2	2
差異(②-①)		回/年	0	0	0	0	0

(6)一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①一時預かり事業(幼稚園在園児)

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度の実績に基づく利用率を基準値とし、将来の1号認定者数を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制、確保策の考え方】

これまでの利用実績を踏まえつつ、就労や緊急時などに育児支援者がいない家庭の児童の増加に留意し、実施体制の確保が必要です。公立幼稚園に加えて、私立幼稚園、私立認定こども園でも事業の実施ができています。

※人/年は年間延べ人数

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①	公立	人/年	925	897	873	847	820
	私立	人/年	4,361	4,229	4,117	3,991	3,863
確保方策②		人/年	5,286	5,126	4,990	4,838	4,683
		箇所	4	4	5	5	5
差異(②-①)		人/年	0	0	0	0	0

②一時預かり事業(幼稚園以外)

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度の実績に基づく利用率を基準値とし、将来の0～5歳の人口を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制、確保策の考え方】

ファミリー・サポート・センターも含め、これまでの利用状況を踏まえつつ、就労や緊急時などに育児支援者がいない家庭の増加に留意し、実施体制の確保が必要です。公立保育施設ではすべての施設で実施しており、保護者のリフレッシュ利用にも対応しています。私立の保育施設においても実施され、同様の取扱いです。

※人/年は年間延べ人数

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①	一時保育	人/年	115	111	108	105	102
	ファミリー・サポート・センター	人/年	135	131	128	124	120
確保方策②	一時保育	人/年	115	111	108	105	102
	ファミリー・サポート・センター	人/年	135	131	128	124	120
差異(②-①)	一時保育	人/年	0	0	0	0	0
	ファミリー・サポート・センター	人/年	0	0	0	0	0

(7)病児保育事業

【事業概要】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業で、①病児対応型・病後児対応型 ②体調不良児対応型 ③非施設型（訪問型）の3つの類型があります。

【量の見込みの考え方】

本市における当該事業は令和3年11月より京都中部総合医療センター内に亀岡市、南丹市、京丹波町、公立南丹病院組合の共同事業として病児対応型の病児保育室を開設して実施しています。令和3年度からの利用実績から、将来の対象人口を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制、確保策の考え方】

現在開設中の病児保育室は、八木地域に開設のため日吉や美山地域からは距離があり利用しづらいとの声もあります。近くに支援者がいない子育て家庭は、こどもの体調不良時の預かり先があることで、子育ての負担軽減につながります。保育施設に併設する形での新規事業実施の可能性も含めて新たな確保方策の検討が必要と考えます。

※人/年は年間延べ人数

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①	人/年	48	47	45	44	43
確保方策②	人/年	48	47	45	44	43
	箇所	1	1	1	1	1
差異(②-①)	人/年	0	0	0	0	0

(8)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

【事業概要】

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整をアドバイザーが行い、会員相互で援助しあう事業です。

【量の見込みの考え方】

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)のうち、小学生の放課後の預かりとしての利用は、過去の利用実績がほぼみられませんが、第2期子ども・子育て支援事業計画を踏襲し、今後5年間は放課後の預かりを1名と想定し設定しています。

【提供体制、確保策の考え方】

小学生の放課後の過ごし方として、サービスの周知を図るとともに、利用していただけの体制の確保に努めます。

※人/年は年間延べ人数

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①	人/年	71	69	67	65	63
確保方策②	人/年	71	69	67	65	63
	箇所	1	1	1	1	1
差異(②-①)	人/年	0	0	0	0	0

(9)乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

将来の0歳児のいる家庭すべてに対して、実施することを見込んでいます。

【提供体制、確保策の考え方】

保健師が中心に訪問計画を立て、訪問実施後の結果により、必要に応じて、庁内で連携・調整をし、事後の相談や訪問等、適切な支援につなぎます。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳人口推計	人	134	130	126	122	119
量の見込み①	人	134	130	126	122	119
確保方策②	人	134	130	126	122	119
訪問率	%	100%	100%	100%	100%	100%

(10)妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に関する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

将来の0歳児の保護者に対し、各14回実施することを想定し、設定しています。

【提供体制、確保策の考え方】

医療機関とも連携し、適切な受診を推奨し、妊婦の健康の保持及び増進を図り、妊娠期の母子の健康を支援します。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳人口推計	人	134	130	126	122	119
一人当たり健診回数	回	14	14	14	14	14
量の見込み①	回	1,876	1,820	1,764	1,708	1,666
確保方策②	回	1,876	1,820	1,764	1,708	1,666
差異(②-①)	回	0	0	0	0	0

(11)養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度の実績に基づく利用率をもとに、将来の0～5歳人口を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制、確保策の考え方】

今後も医療機関等との連携や乳児家庭全戸訪問等を通じて、養育支援が必要な家庭の把握に努め、訪問事業を行います。

※人/年は年間延べ人数

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①	人/年	14	14	14	13	13
確保方策②	人/年	14	14	14	13	13
差異(②-①)	人/年	0	0	0	0	0

(12)こども誰でも通園制度

【事業概要】

保護者の就労状況に関係なく、月一定時間まで保育所等にこどもを預けることで、保育所等に通園していないこどもの育ちを支援する新しい通園制度です。

【量の見込みの考え方】

0歳6か月から満3歳までの未就園のこどもが月の上限時間まで利用する場合の1日あたりの定員を必要量と見込みます。

これから開始する事業のため、利用の見込みも不透明です。

【提供体制、確保策の考え方】

試行期間である令和7年度までに具体的な確保策を確定します。令和8年度は月の上限時間を3時間、令和9年度より10時間に引き上げ実施を目指します。

実施事業者は未就園の親子が日頃から利用している地域子育て支援拠点事業施設や、幼稚園の余裕教室、私立保育施設での実施を検討します。

※人/年は年間延べ人数

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①	人/年	11	11	11	11	11
確保方策②	人/年	0	5	11	11	11
差異(②-①)	人/年	-11	-6	0	0	0

(13)妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

将来の妊婦および妊婦のいる家庭に対し、実施することを見込んでいます。

妊娠届出時の面接、妊娠7か月頃のアンケート、産後の赤ちゃん訪問時の計3回の面接及び子育て支援団体で実施する随時の相談を見込んでいます。

【提供体制、確保策の考え方】

保健師等専門職種が妊娠届時の面接、妊娠7か月時のアンケート、産後の赤ちゃん訪問等での面接で実施し、不安軽減を図ると共に、支援が必要であると判断した場合は関係機関に連携し、支援サービスに繋がります。

併せて子育て支援団体と連携し、妊娠中から子育て期の不安や悩みを相談できる窓口を開設し、不安軽減を図ります。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳人口推計	人	134	130	126	122	119
一人当たり健診回数	回	3	3	3	3	3
量の見込み①	回	402	390	378	366	357
確保方策②	回	402	390	378	366	357
差異(②-①)	回	0	0	0	0	0

(14)産後ケア事業

【事業概要】

産後ケアを必要とする人を対象に、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

【量の見込みの考え方】

将来の産婦及び0歳児を育児する産婦のうち、育児手技等に不安等を抱え支援が必要である産婦に対し実施することを見込んでいます。

産後2週間及び4週間目を実施する産婦健診にて、エジンバラ産後うつ病自己評価表にて産後うつ病の可能性が高いと判断される人が平均5回利用することを見込んでいます。

【提供体制、確保策の考え方】

産後の身体的回復と授乳等新生児及び乳児の状況に応じた育児手技の習得の支援が必要な母子及びその家族に対し、産院等で実施する宿泊型と助産師が自宅を訪問する訪問型を実施します。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳人口推計	人	134	130	126	122	119
EPDS※が9点以上の割合(16%)	人	21	21	20	20	19
平均利用日数	日	5	5	5	5	5
量の見込み①	回	205	205	200	200	195
こども家庭センター	回	145	145	140	140	135
委託	回	60	60	60	60	60
確保方策②	回	205	205	200	200	195
差異(②-①)	回	0	0	0	0	0

※EPDSとは、エジンバラ産後うつ病自己評価表

(15)子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

支援の対象となる家庭を訪問し、家事支援(食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等)、育児・養育支援(育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等)を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

要保護児童対策地域協議会で管理する要保護児童及び要支援児童において、本事業を必要とする世帯数(対象世帯数)を抽出し、推計児童数、平均利用日数を乗じて見込みを算出しています。

【提供体制、確保策の考え方】

要保護児童対策地域協議会でのかかわりや地域の団体等と連携し、必要とする家庭に育児支援・家事支援が十分に支援が届くよう、支援体制の確保に努めます。

※人/年は年間延べ人数

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①	人/年	280	273	267	259	252
確保方策②	人/年	280	273	267	259	252
差異(②-①)	人/年	0	0	0	0	0

(16) 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

支援の対象となるこどもの居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

要保護児童対策地域協議会で管理する要保護児童及び要支援児童において、本事業を必要とする人数(対象児童数)を抽出し、推計児童数を乗じて見込みを算出しています。

【提供体制、確保策の考え方】

現在市内で提供できる拠点は1か所(定員20名)であり、量の見込みと比べて確保できていない状況にあります。不足量については、地域で運営されている居場所等と連携し、生活支援や学習支援等必要な児童に支援が行き渡るよう努めます。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み①	人	31	31	30	29	28
確保方策②	人	20	20	20	20	20
差異(②-①)	人	-11	-11	-10	-9	-8

(17) 親子関係形成支援事業

【事業概要】

支援の対象となる保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

要保護児童対策地域協議会で管理する要保護児童及び要支援児童において、本事業を必要とする世帯数(対象世帯数)を抽出し、推計児童数を乗じて見込みを算出しています。

【提供体制、確保策の考え方】

こどもとのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し、1グループ10人制による少人数型の講座を2クール実施し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、情報交換ができる場の提供に努めます。

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人	15	14	14	14	13
確保方策	人	20	20	20	20	20
差異(②-①)	人	5	6	6	6	7

(18)実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設の利用者負担額については、国が定めた上限の範囲で市が設定しますが、日用品、文房具、その他の必要な物品を実費徴収する場合も考えられます。これらの費用負担について、低所得者の負担軽減を図るため、費用を助成する事業です。

令和元年度から事業を実施しています。今後も対象世帯に対し、事業を実施します。

(19)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設、地域型保育事業について、民間の新規参入事業者に対して、整備・開設していく施設・事業が安定かつ継続的に運営していけるよう、相談、助言を行う事業です。

今後、新規事業者の参入が見込まれれば、対応を検討します。当市の教育・保育の実施状況などをホームページに掲載し、新たに参入を検討する事業者へ情報提供を行います。

4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

就学前児童の教育・保育の場として、公立の教育・保育施設のあり方については、今後のこども数の推計人数、地区ごとの教育・保育機能の確保などを踏まえながら、認定こども園への移行についても検討します。また、民間事業者の参入、開設支援に取り組めます。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

幼児期の教育・保育の量的・質的充実を図るため、地域の子育て支援の役割及びその推進方策を示し、実施します。

(3) 地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者への情報提供や参入意向の把握など連携を図ります。

(4) 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校等との連携

幼児期の教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取り組みの推進については、これまでも就学後の小学校生活が円滑に行われるよう双方向での交流や合同研修、授業参観などを行ってきました。

令和6年度より就学前教育・保育を所管する担当部署が教育委員会内に配置され、小学校職員と情報の共有や個別案件の連携について、更なる充実を図っています。保育所等の職員は国が示す保育指針等に示される就学までに育みたい資質・能力が身に付くよう、一人一人の心身の発達や個人差を踏まえるとともに、全てのこどもの気持ちを受け止めた保育実践に努めています。

中学校ブロック単位での研修や交流においても、共通のテーマを設定し、保育所・幼稚園等から小・中学校での段階を踏まえた見方考え方が共有できるよう進めています。

また、専任の指導主事を配置し、教育・保育の一体的な提供に向けての相互理解に努めることや、定期的・継続的に共通理解を図る等、関係機関に対する指導・助言を行っています。今後も双方向での、幼稚園及び保育所等と小学校との連携を図ります。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

新制度未移行の幼稚園、認可外保育施設、預かり保育などの無償化は償還払いが基本となっています。利用料をいったん施設などに支払い、市へ給付の申請を行うことで、支払った額の全部または一部が還付されます。

子育てのための施設等利用給付については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

また、新制度未移行の幼稚園の施設利用費は、事業者による法定代理受領が認められており、認定保護者の経済的負担の軽減から、事業者との協議により法定代理受領を行っています。円滑な支給が継続できるよう利用保護者への制度広報と事業者との細やかな連携に努めます。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係課と連携して横断的な施策の推進を図るとともに、毎年度南丹市子ども・子育て会議へ進捗の状況を報告するとともに同会議における検証を踏まえ、着実な推進を図ります。

また、市内の幼稚園、保育所など子ども・子育て支援に携わる事業者、学校、企業、NPO法人、市民が、連携・協働して子育て支援に取り組めるよう計画内容の広報・啓発に努めます。

さらに、庁内の関係課との連携に加え、京都府及び関係機関との連携を強化し、様々な課題の解決に向けて取り組みます。

2. 進捗状況の管理

本計画の進捗管理においては、基本目標に紐づく個別の施策・事業の進捗状況（アウトプット）に加え、施策・事業の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要です。

個別の施策・事業については、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）の考え方に基つき、関係課の協力を得て定期的に点検を行うとともに、子ども・子育て会議による意見を外部評価として集約し、計画の進捗状況の確認や課題の整理、対応の推進を図ります。

また、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられるといった場合には、中間年度（令和9年度）を目安として、計画の見直しを検討します。

さらに計画最終年度においては、目標指標の達成状況を評価し、本計画の成果の総合的な検証を行います。

